

一般廃棄物処理基本計画における 令和3年度ごみ・資源物の排出状況について

ごみ減量推進課

本市では、生活環境の保全、公衆衛生の向上、資源が循環して利用される社会の形成を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、平成26年に一般廃棄物処理基本計画を策定した。そのごみ処理計画編の中で、「一人1日あたりのごみ排出量」、「リサイクル率」、「最終処分量」の3つの指標について、令和3年度まで3つの数値目標を設定していた。

それぞれの令和3年度の状況は次のとおり。

1 ごみの排出状況の推移

ごみ・資源物の総排出量は前年度より4,629t減少し、そのうち、家庭系ごみは前年度より3,962t減少した。これは新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、在宅時間が増加したことによる家庭ごみ排出量の増加が一旦落ち着き、コロナ禍以前の状況に戻ったためだと推測される。

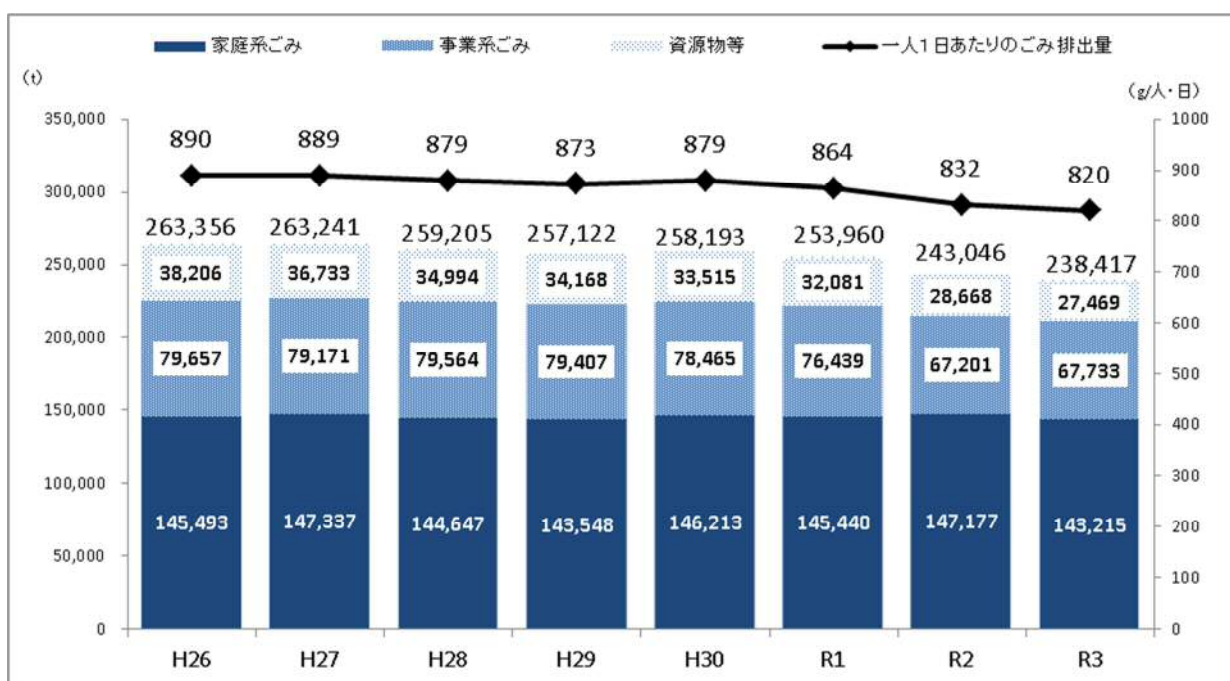
また、事業系ごみは532t増加と前年度から横ばい状態であり、社会経済活動の停滞が続いているためだと推測される。なお、一人1日あたりのごみ排出量は、820gで前年度より12g減少しているが、これも新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、在宅時間が増加したことによる家庭ごみ排出量の増加が一旦落ち着き、コロナ禍以前の状況に戻ったためだと推測される。

以上のように、ごみの排出状況の推移は、新型コロナウイルス感染症拡大によって生活様式が変化したことにより、さまざまな面から影響を受けている。

表1 一人1日あたりのごみ排出量 (g/人・日)

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
計画値	894	886	879	872	866	863	860	857
実績値	890	889	879	873	879	864	832	820

グラフ1 ごみの排出状況



2 リサイクル率等の推移

再資源化されたごみ・資源物の量（資源化量）は前年度より 1,441.2 t 減少した。ごみ・資源物の総排出量のうち、資源化量の割合を示すリサイクル率は、前年度より減少し 17.9%であった。

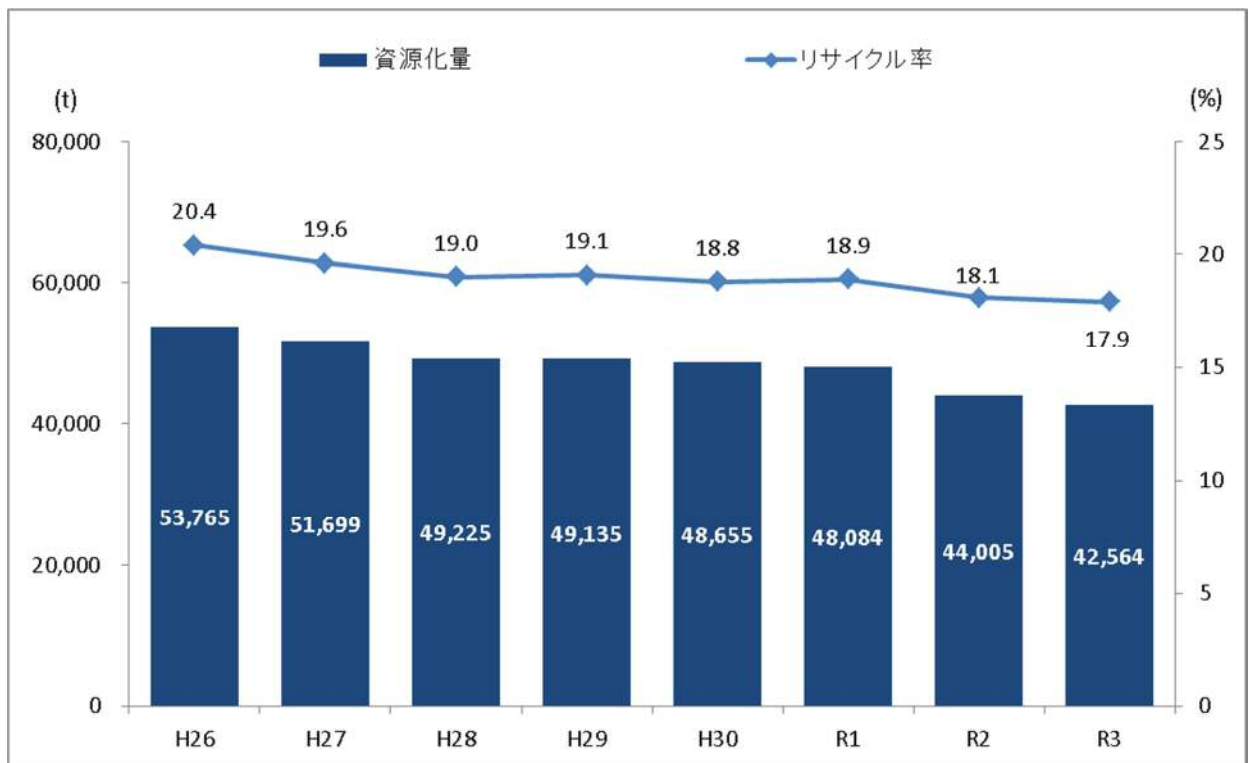
主な要因としては、容器包装（びん、かん等）が前年度より 452 t 減少したことが挙げられる。びんやかんについては、日時を問わずいつでも持ち込むことができる民間の資源物回収拠点があるため、そちらへの搬入が増えたものと推測される。また、資源物集団回収量については、前年度から横ばい状態でありコロナ禍以前の回収量に戻っていない。これは未だ各団体の活動が控えられているからだと思われる。

※ 「リサイクル率」の算定方法：（資源化量÷ごみ・資源物の総排出量）×100

表2 リサイクル率の推移 (%)

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
計画値	21.3	21.4	21.5	22.5	23.6	24.6	25.7	26.8
実績値	20.4	19.6	19.0	19.1	18.8	18.9	18.1	17.9

グラフ2 資源化量・リサイクル率の推移



3 最終処分量の推移

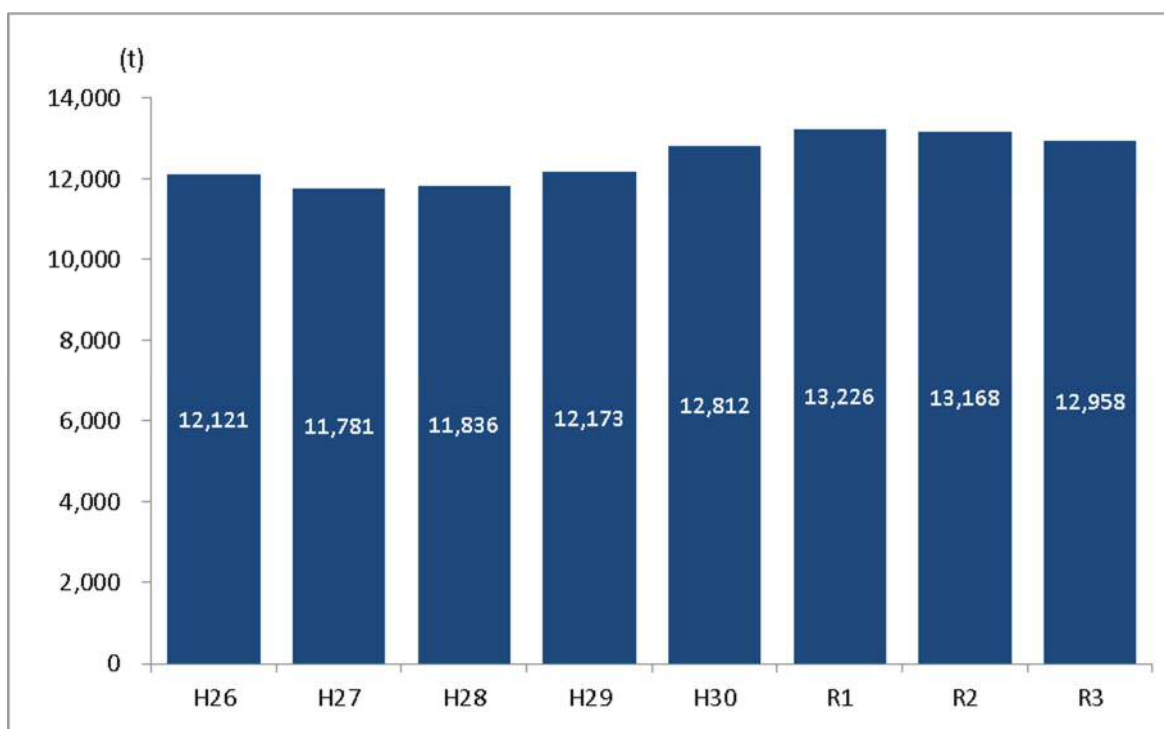
最終処分量は、前年度より 210 t 減少しているが、平成 30 年度以降から横ばい状態が続いている。主な要因としては、ごみ・資源物の総排出量が減少したことがあげられる。

最終処分量の内訳について、すべての項目を前年度と比較するとそれぞれ微増・微減にとどまり大きな変化は見られない。これは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による社会経済活動の停滞が続いているためと考えられる。

表 3 最終処分量の推移 (t)

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
計画値	14,477	14,348	14,135	13,966	13,816	13,749	13,605	13,500
実績値	12,121	11,781	11,836	12,173	12,812	13,226	13,168	12,958

グラフ 3 最終処分量の推移



一般廃棄物処理基本計画に関する 令和3年度生活排水処理の状況について

廃棄物処理課

本市では、生活環境の保全、公衆衛生の向上、資源が循環して利用される社会の形成を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、平成26年に一般廃棄物処理基本計画を策定し、令和3年度生活排水処理編における状況は次のとおりである。

1 くみ取りし尿及び浄化槽汚泥の処理

「くみ取りし尿及び浄化槽汚泥」は、前年度より2,227.90 kL減の108,302.96kLを、西部及び東部衛生工場にて処理をした。

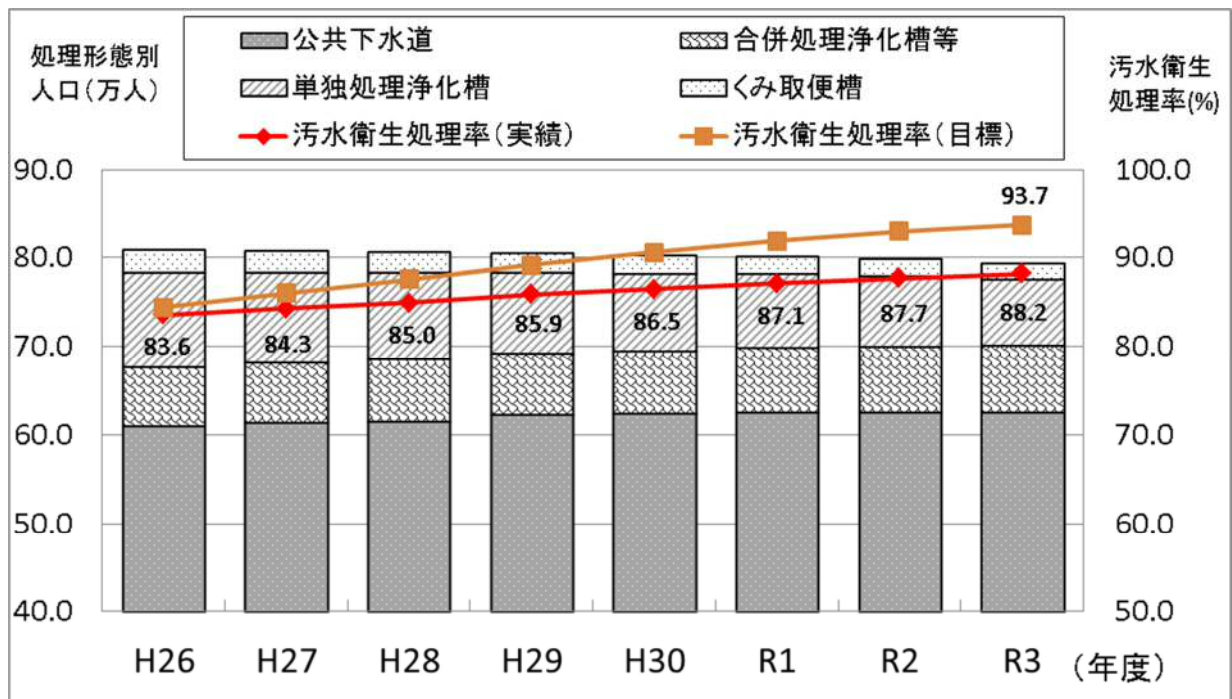
2 汚水衛生処理率[※]の推移

汚水衛生処理率は前年度の87.7%より0.5%増の88.2%となったが、目標値の93.7%を達成しなかった。要因としては、合併処理浄化槽人口が伸びていないことが考えられる。

※汚水衛生処理率とは

生活雑排水を衛生的に処理しているのかを示す数値であり、公共下水道接続人口＋合併処理浄化槽人口＋農業集落排水人口を総人口で割った数字。

グラフ1 汚水衛生処理率推移



浜松市 一般廃棄物処理基本計画 (改定版) —概要版—

●計画改定の目的

平成26年3月に平成26年度から令和10年度までの本市の一般廃棄物処理の方向性を示す浜松市一般廃棄物処理基本計画を策定しましたが、当初計画策定以後、国連で「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されるなど、廃棄物行政を取り巻く社会情勢は大きく変化してきました。

また、当初計画の中間目標年度である平成30年度を経過し、各施策の実施において生じた課題への対応も必要となっています。

これらの社会状況や課題を踏まえ、当初計画の見直しを行い、浜松市一般廃棄物処理基本計画(改定版)を策定しました。

《参考》中間目標年度における計画実績

①ごみ処理基本計画編

計画目標値	平成30年度計画値	平成30年度実績値
一人1日当たりのごみ排出量	866g/人・日	879g/人・日
リサイクル率	23.6%	18.8%
最終処分量	13,816t/年	12,812t/年

②生活排水処理基本計画編

計画目標値	平成30年度計画値	平成30年度実績値
污水衛生処理率	90.6%	86.5%

●計画の位置付け

本市の総合計画である「浜松市未来ビジョン」やその個別計画である「第2次浜松市環境基本計画」を上位計画とし、関連する計画と整合性を図りつつ策定しました。

なお、本計画を「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づく本市の「食品ロス削減推進計画」として位置付けます。

●計画の進行管理

本計画の目標達成に向けた進捗状況は、浜松市環境審議会へ毎年報告し、今後の計画の推進にあたっての意見や助言を求めます。

また、市ホームページ等で進捗状況を公開し、市民へお知らせします。

浜松市一般廃棄物処理基本計画(改定版) —概要版—

発行 令和4年4月
浜松市 環境部 ごみ減量推進課

問合せ

▶ごみ減量推進課

電話：053-453-0026
FAX：050-3737-2282
E-mail: gomigen@city.hamamatsu.shizuoka.jp

▶廃棄物処理課

電話：053-453-6226
FAX：050-3385-8314
E-mail: ej-tobu@city.hamamatsu.shizuoka.jp

このリーフレットが不要になった場合は「もえるごみ」に出さずに「雑がみ」としてリサイクルしましょう。

●一般廃棄物処理基本計画

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項」に基づき、生活環境の保全、公衆衛生の向上、循環型社会の形成を図りつつ、一般廃棄物処理の適正な処理を行うため、市が区域内の処理計画を中長期的な視点から策定する計画です。

「浜松市一般廃棄物処理基本計画」は「ごみ処理基本計画編」と「生活排水処理基本計画編」から構成されています。

●計画期間

令和4年度～令和10年度

●計画の目標値

《ごみ処理基本計画編》

	現状(令和2年度)	目標(令和10年度)
ごみ総排出量	214,378t	193,055t
資源化率	24.7%	30.2%
最終処分量	13,168t	11,583t

《生活排水処理基本計画編》

	現状(令和2年度)	目標(令和10年度)
污水衛生処理率	87.7%	95.3%

2022年(令和4年)4月



基本理念

市民・事業者・市の連携により
資源を有効に活用する循環型都市を目指す

基本方針 1

ごみの減量・資源化と
適正処理の推進

主な個別施策

- 家庭系ごみの減量の推進
 - ・食品ロス削減・生ごみ減量、リユース促進のための取組みの検討・実施
 - ・家庭ごみ有料化の検討
- 家庭系ごみの資源化の推進
 - ・資源物の分別啓発や資源回収場所の情報発信
 - ・新たな資源化品目の調査・検討
- 事業系ごみの減量・資源化の推進
 - ・事業者への指導体制の強化
 - ・事業系生ごみバイオマス事業の推進
- ごみの適正処理の推進
 - ・分別排出の指導体制の充実
 - ・集積所の管理に対する自治会支援
 - ・不法投棄対策の強化



基本方針 2

市民・事業者・市の協働
による取組みの推進

主な個別施策

- 人材育成及び環境教育の推進
 - ・啓発活動や出前講座の実施等、環境教育の充実
 - ・ごみ減量・資源化についての情報発信の強化の検討・実施
- 市民との協働の推進
 - ・大学生との協同事業等の検討・実施
 - ・地域の環境美化推進員への支援強化
- 事業者との協働の推進
 - ・食品ロス対策・脱プラスチック推進をはじめとした事業者との連携強化等事業の推進



基本方針 3

ごみ処理と資源化の
体制整備の推進

主な個別施策

- 安定的な体制整備の推進
 - ・計画的な清掃工場の整備、ごみ処理の広域化の検討、リチウムイオン電池などの処理体制の研究
 - ・安定的な収集体制の維持構築
 - ・資源化事業者への支援の検討・実施
- 効率的な体制整備の推進
 - ・安定的な処理に加え、民間活力の導入を含めた効率的な処理体制の検討
 - ・最終処分場の効率的な利活用と将来的な在り方の整理
 - ・新清掃工場稼働に向けた効率的な搬入地区割りの見直し等の実施
- 災害時の体制整備の推進
 - ・災害廃棄物処理マニュアルの見直し、研修体制の充実
 - ・関係機関・団体との連携強化



基本理念

市民・事業者・市の連携による
水環境改善の取組みの推進

基本方針 1

水環境改善のための
目的意識の向上

個別施策

- 市民団体や自治会との連携
 - ・市民団体との情報共有や自治会等への出前講座の開催を通じた、地域全体としての目的意識向上
 - ・小学生等への環境教育を通じた、環境意識の向上
- 広報誌やインターネットを用いた情報発信
 - ・広報誌や市ホームページ等での本市の水環境の現状の情報発信



基本方針 2

生活排水による
水環境への負荷低減

個別施策

- 公共下水道の整備と接続率の向上
 - ・公共下水道事業計画区域での効率的な整備
 - ・接続率向上のため、職員による計画的かつ効率的な戸別訪問の実施
- 合併処理浄化槽への設置替えと適正管理
 - ・公共下水道事業計画区域外での合併処理浄化槽の普及促進
 - ・浄化槽を使用している家屋等を対象に、適正に維持管理されるよう周知啓発



基本方針 3

くみ取りし尿及び浄化槽汚泥の
安定的な処理体制の継続

個別施策

- し尿処理施設の性能水準の確保と安定的な処理
 - ・年次計画による安定的な処理体制の継続
- 大規模災害に対応したし尿処理体制の継続
 - ・大規模災害時に、し尿処理体制が維持できるよう、防災訓練の実施や施設保全計画の策定



補助指標*	現状	目標(R10年度)
一人1日あたりの家庭ごみ排出量	504g/人・日(R2年度実績)	404g/人・日以下
事業系ごみに含まれる搬入不適合物の混入率	28%(R3年度実績)	11%以下
家庭系食品ロス量	10,176t(H30年度実績)	7,734t以下
事業系食品ロス量	9,137t(H30年度実績)	7,584t以下
家庭系ごみに含まれる資源物の割合	19.5%(R3年度実績)	10%以下
事業系ごみに含まれる資源物の割合	14.5%(R3年度実績)	7%以下

*計画目標値に対し、具体的な取組みの目標とする指標